

## LP ガス供給及び設備設置に関する契約約款

### 第1条（本約款の適用）

この「LP ガス供給及び設備設置に関する契約約款」（以下「本約款」といいます。）は、契約者が所有する賃貸物件（以下「本物件」といいます。）の入居者等に対して株式会社エコログ（以下「当社」といいます。）がLP ガスの供給を行うこと、及び、当該LP ガスの供給を行うために必要な供給設備を当社が本物件に設置することに関する契約（以下「本契約」といいます。）について、適用するものとします。

### 第2条（用語の定義）

本約款において、以下の用語は、以下各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「契約者」とは、本約款に同意のうえ、当社に対して本契約の申込みを行おうとする者、または当該申込みの結果、当社と本契約を締結する者をいいます。
- (2) 「LP ガス」または「ガス」とは、当社が供給する液化石油ガスをいいます。
- (3) 「入居者等」とは、契約者が所有する賃貸物件の賃借人またはこれに類する者として、当該賃貸物件を使用し、当社が供給するLP ガスを受給する者をいいます。
- (4) 「供給設備」とは、ガス容器からガスメーター出口までの調整器を含むガス配管等の設備をいいます。
- (5) 「消費設備」とは、ガスメーター出口からガス機器までの設備をいいます。
- (6) 「ガス供給約款」とは、LP ガスの供給等に関して当社が定める「LP ガス供給約款（エコログプロパン）」をいいます。

### 第3条（本約款の変更）

1. 当社は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」といいます。）等関係法令の改正もしくは社会的・経済的情勢の変動等により本約款の変更が生じた場合またはその他当社が必要と判断した場合には、契約者の了承を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を随時変更することができるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合、事前に変更後の約款を当社のWEBサイトに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により告知及び周知するものとし、当社が定めた変更期日に変更の効力が生じるものとします。
3. 当社は、本約款を変更する場合等その他の本契約の変更にともない、変更の際の内容の説明や書面交付（第5項に基づいて情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。）を行う場合、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
4. 前項の定めにかかわらず、本約款の変更等その他の本契約の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更を伴わないものである場合、契約者への契約内容の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、書面交付についてはこれを行わないものとします。
5. 当社は、液石法等その他の関係法令に基づく書面交付については、原則として、契約者が登録した

連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとします。

#### 第4条（本契約の申込み及び成立）

1. 契約者は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により、本契約の申込みを行うものとします。なお、申込みの際には、契約者の氏名、住所、連絡先等当社が必要とする事項を明らかにし、所定の方法によりお申し込みをしていただくほか、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。
2. 本契約は、契約者が前項の申込みを行い、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。なお、本契約を変更する場合も同様とします。
3. 当社は、以下各号の事由のいずれかが生じた場合、契約者に対して理由を提示することなく、かつ、何らの責任を負うことなく、契約者からの申込みを承諾しないことができるものとします。
  - (1) 契約者の申し込み内容に、虚偽、誤記または記入漏れ等がある場合。
  - (2) 契約者が当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合。
  - (3) 前号の他、契約者が当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に違反し、または違反するおそれがある場合。
  - (4) 債権の保全または反社会的勢力の排除等その他当社が必要と判断する目的のために当社の基準により実施する審査に契約者が適合しない場合。
  - (5) 本物件の所有権が第三者に移転する等、契約者が本契約の当事者として不適格となった場合。
  - (6) 当社の都合により、本物件の入居者等に対するガスの供給や本物件への供給設備の設置が困難である場合。
  - (7) 前各号の他、本約款の定め反する事由や、契約者の申込み、本物件の入居者等に対するガスの供給または本物件への供給設備の設置が適当でないと当社が判断する事由がある場合。
4. 本契約の契約期間は、別段の定めが無い限り、第2項に基づき本契約が成立した日から、本約款の定めに基づき本契約が終了する日までとします。但し、本契約に基づき本物件に設置されたままになっている供給設備が残存している場合は、当社が当該設備の設置を終了するための措置を完了する日または当社が当該供給設備を第三者に譲渡等処分する日まで、本契約の効力は存続するものとします。

#### 第5条（基本合意）

1. 契約者及び当社は、本契約の契約期間中、本物件の入居者等に対して当社がLPガスの供給を行うこと、及び、入居者等に使用させる目的により当社が本物件に供給設備を設置することについて合意し、これらを本契約の目的とします。なお、供給設備の設置について、契約者及び当社のいずれにも、相手方に対する対価の支払義務は生じないものとします。
2. 当社から入居者等に対するLPガスの供給は、ガス供給約款の定めに従って行われるものとし、契

約者はあらかじめ当該ガス供給約款の内容を確認したうえで、本契約を締結するものとします。なお、本契約の目的の達成に関連し、または必要とする範囲内で、供給設備の設置場所への立ち入りに関する規定や、ガス工事及び検査に関する規定等その他のガス供給約款の定めは、「お客さま」を「契約者」に読み替える等、その他最大限にその規定趣旨に従って、契約者及び当社の間において準用するものとします。

3. 契約者は、本契約に付随して、当社との合意に基づき、消費設備及びその他の設備の売買契約を当社と締結することができるものとし、この場合、当該売買契約については、別途当社が定める「設備購入約款」の定めを適用するものとします。

#### **第6条（供給設備の設置及び検査）**

1. 当社は、本契約の成立後、本契約において別途定める設置先住所に供給設備を設置するものとします。なお、設置する供給設備の製品・型式等は、当社の任意で決定するものとし、設置に要する費用は、当社の負担とします。
2. 当社は、供給設備の設置に要する場所を無償で使用することができるものとし、契約者は、供給設備の設置に必要な建物部分を提供すること及び当社が当該場所に供給設備を設置することを承諾するものとします。
3. 供給設備の設置期間は、当該設備の設置日から法令に基づく使用期限日までとし、当社は、各供給設備が使用期限日を迎える前に都度、新しい設備に交換するものとします。なお、交換後の供給設備の貸与期間は、交換をおこなった日から当該設備が使用期限日を迎えるまでとし、以降も同様とします。
4. 当社は、予め定める期日までに供給設備の全部または一部を設置することのできない事情が生じたときまたはそのおそれのあるときは、遅滞なくその理由及び変更後の設置予定日等を契約者に申し出、当社と契約者との協議の上対策を決定し実施するものとします。
5. 契約者は、設置先住所にて当社が供給設備を設置した際は、供給設備を直ちに検査（以下「検査」といいます。）するものとし、当該検査の結果、供給設備の設置になんらかの瑕疵を発見したときは、設置後3営業日以内（以下「検査期日」といいます。）にその旨を当社に対して通知するものとします。なお、検査期日までに契約者からの通知が当社に到着しなかった場合、供給設備の設置は検査に合格したものとみなします。

#### **第7条（所有権）**

供給設備の所有権は、当社または当社に供給設備の貸与等を行う第三者が有するものとします。

#### **第8条（供給設備の管理義務）**

1. 契約者は、本契約の契約期間中、善良なる管理者としての注意をもって供給設備を管理するものとします。
2. 契約者は、供給設備について、破損、盗難または紛失等の損害（以下「破損等」といいます。）を回避するための注意義務を負うものとし、万一供給設備に破損等が生じた場合は、直ちに当社に報告するものとします。

3. 契約者は、契約者の責に帰すべき事由により供給設備に破損等が生じた場合は、当社に対してその損害を賠償するものとします。

### 第9条（契約者の同意事項）

契約者は、供給設備の設置にあたり、以下各号のすべてに同意するものとします。

- (1) 本約款（変更後の約款を含みます。）の定め及び別途当社と契約者との協議により定めた事項がある場合は当該事項。
- (2) 契約者または入居者等の都合により、当社の事前の承諾を得て、供給設備の追加設置、位置替え等の変更または撤去等を行う場合は、契約者の費用負担により実施すること。
- (3) 本契約の目的の達成または本契約の履行のために当社が必要と判断する情報を、当社の求めに応じて当社に報告・提供すること。また、当社がこれらの情報を、本契約の履行に際して取得、保管すること。
- (4) 当社が、本契約の締結及び履行に伴い取得した契約者の情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及び本契約締結日後にそれらの規定が変更されたものを含むものとします。）の規定のとおり取扱うこと。

### 第10条（契約者の禁止事項）

契約者は、供給設備の設置にあたり、以下各号の行為を行ってはならず、また入居者等に行わせてはならないものとします。

- (1) 当社の承認した以外の方法により供給設備を使用する行為。
- (2) 当社の事前の承諾無く、供給設備の位置替え・改造等の変更または撤去等を行う行為。
- (3) 当社の事前の承諾無く、供給設備を利用して当社以外のLPガス販売事業者からLPガスの供給を受ける行為。
- (4) 当社の事前の承諾無く、供給設備を第三者に譲渡、売却、転貸または担保差し入れ等一切の処分を行う行為。
- (5) 虚偽または不正確な情報を当社に提供する行為。
- (6) 本約款の定めいずれかに違反する行為。
- (7) その他当社が契約者として不適切と判断する行為。

### 第11条（免責事項）

1. 当社は、本契約に関連して契約者が何らかの損害を被った場合、その損害が当社の故意または重過失により発生したものでない限り、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、天災地変、戦争、暴動、法令等の制定・改廃、争議行為、輸送機関・通信の不通等の不可抗力により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第12条（秘密保持）

契約者は、本契約の締結及び履行により知り得た当社の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、及び経営に関する情報等の一切の情報を、当社の事前の書面による承諾なくして、如何なる第三者にも開示、提供もしくは漏洩しないものとします。

### 第13条（本契約の解約等）

1. 契約者は、本契約の全部または一部を解約しようとするときは、解約希望日の1ヶ月前までに当社に対して通知するものとし、この場合、当社が本物件への供給設備の設置を終了するための措置を完了した日をもって、当該供給設備に係る本契約は解約されたものとします。
2. 契約者が、当社に前項の通知をしない場合であっても、明らかに供給設備の使用を廃止したと認められるときは、当社は前項の供給設備の設置を終了するための措置をとり、本契約の全部または一部を解約することができるものとします。
3. 当社は、第4条第3項各号のいずれかに該当する事由の存在が判明したときは、お客さまに対して通知することにより、本契約の全部または一部を解約することができるものとします。
4. 前項の他、当社は、解約希望日の1ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、本契約の全部または一部を解約することができるものとします。
5. 契約者が本物件において、本契約とあわせて、当社が提供する集合住宅向けの電気通信サービス「SmartBB」に関する契約を締結する場合、当該SmartBBに関する契約（ただし、その当初の契約期間を、サービス導入工事完了の翌月1日から10年間とするものに限ります。）が終了するときは、当該終了日と同日をもって本契約も終了するものとします。

### 第14条（本契約終了後の措置）

1. 本契約が終了した場合、その終了の事由の如何にかかわらず、本契約終了までに発生したお客さまの一切の債務は、本契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。
2. 契約者は、本契約の終了後、供給設備の設置及び入居者等による使用の継続を希望する場合は、当社の承諾に基づき、当社が定める金額を当社の指定する方法による支払うことで、供給設備を買い取ることができるものとします。この場合、当該供給設備の買い取りについては、別途当社が定める「設備購入約款」の定めを適用するものとします。但し、当社が売り渡す供給設備は現状有姿とし、当該約款の定めにかかわらず、当該供給設備の修補または代替物の引渡し等の義務を負わないものとします。

### 第15条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
  - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去5年以内に反社会的勢力でなかったこと。
  - (2) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
  - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。

2. 契約者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
    - (1) 当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為
    - (2) 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - (4) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
    - (5) 前各号に準ずる行為
  3. 契約者は、契約者が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力を行うものとし、
  4. 当社は、契約者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本契約等その他お客さまと当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとし、
- なお、本項による解除が行われた場合であっても、契約者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、契約者に対する損害賠償請求は妨げられないものとし、

#### **第16条（準拠法及び合意管轄裁判所）**

本約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとし、本約款に関する一切の訴訟については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を行います。

#### **第17条（協議解決）**

本約款に定めのない事項については、当社と契約者で誠実に協議し、解決を図るものとし、

以上

制改定履歴

2024年7月1日 制定

2025年4月1日 改定